

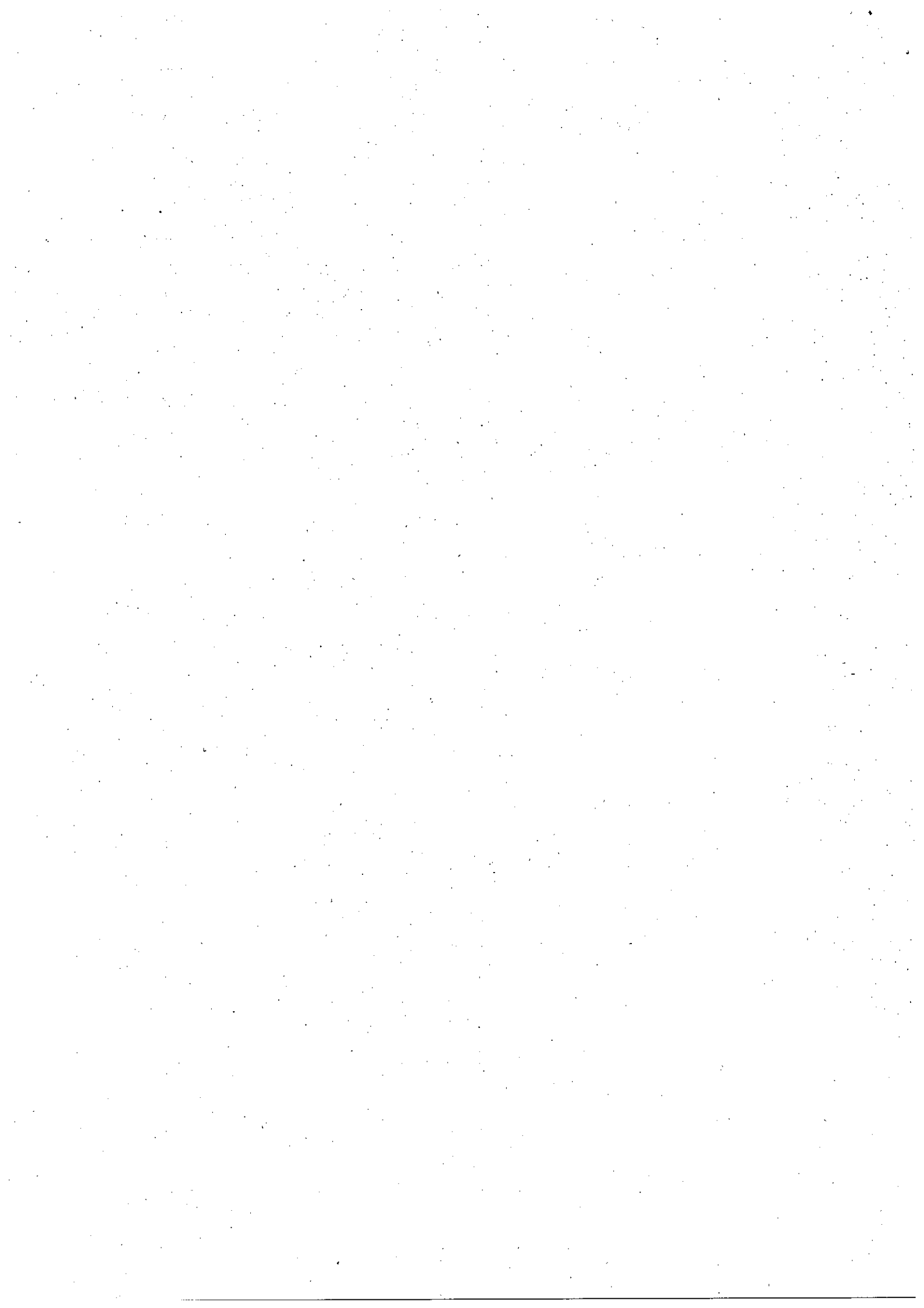
第112号議案

令和2年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
(事業勘定)

目次	ページ
1 令和2年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出 補正予算総括表(事業勘定) .....	1
2 補正予算の内容	
【歳出】諸支出金 .....	2
【歳入】県支出金 .....	2
3 財源内訳 .....	2
4 〈参考〉新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の 減免制度について .....	3~4

市民健康部

令和2年9月



1 令和2年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算総括表(事業勘定)

(単位:千円)

歳 入				歳 出					
款 項	目	補正前	補正額	補正後	款 項	目	補正前	補正額	補正後
1	国民健康保険税	8,484,072	0	8,484,072	1	総務費	266,225	0	266,225
2	使用料及び手数料	5,255	0	5,255	2	保険給付費	40,524,390	0	40,524,390
3	国庫支出金	5,933	0	5,933	3	国民健康保険事業費納付金	13,454,952	0	13,454,952
4	県支出金	41,389,675	19,960	41,409,635	4	保健事業費	364,188	0	364,188
	1 県補助金	41,389,675	19,960	41,409,635	5	基金積立金	388	0	388
	2 保険給付費等交付金	41,389,675	19,960	41,409,635	6	諸支出金	86,957	19,960	106,917
5	財産収入	388	0	388		償還金及び還付加算金等	49,590	19,960	69,550
6	繰入金	4,656,183	0	4,656,183		1 一般被保険者保険税還付金	48,697	19,960	68,657
7	繰越金	1	0	1		2 退職被保険者等保険税還付金	393	0	393
8	諸収入	165,593	0	165,593		3 償還金	500	0	500
						2 繰出金	37,367	0	37,367
					7	予備費	10,000	0	10,000
	合 計	54,707,100	19,960	54,727,060		合 計	54,707,100	19,960	54,727,060

## 2 補正予算の内容

### 【歳出】

#### (1) 一般被保険者保険税過誤納還付金

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
6	諸	支出金	86,957	19,960	106,917
	1	償還金及び還付加算金等	49,590	19,960	69,550
		1 一般被保険者保険税還付金	48,697	19,960	68,657

#### ア 補正理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、収入が減少等した被保険者の国民健康保険税について、国が示した財政支援の対象となる減免内容に基づき、令和元年度分(第9期及び第10期分)について遡って減免を行うため、増額補正するもの。

#### イ 内訳

(単位:千円)

区分	補正前の額	補正額	計
一般被保険者保険税過誤納還付金	48,150	※ 19,960	68,110
一般被保険者保険税還付加算金	547	0	547
合計	48,697	19,960	68,657

※補正額 = 還付単価見込49,900円 × 申請件数見込400件  
= 19,960,000円

### 【歳入】

#### (1) 県支出金

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
4	県	支出金	41,389,675	19,960	41,409,635
	1	県補助金	41,389,675	19,960	41,409,635
		1 保険給付費等交付金	41,389,675	19,960	41,409,635

特別調整交付金 19,960千円

## 3 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
19,960	-	19,960	-	-	-

〈参考〉 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免制度について

1 制度の概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、収入が減少等した国民健康保険被保険者の国民健康保険税について、国が示した財政支援の対象となる減免内容に基づき、長崎市国民健康保険税条例に「新型コロナウイルス感染症に係る減免の特例」の規定を設け、遡って減免できることとするもの。

2 減免基準

(1) 国民健康保険税の減免額

ア 減免の対象となる期間

減免対象となる保険税は令和元年度分及び令和2年度分で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

【還付金の処理方法】

	令和元年度分		令和2年度分									
期別	第9期	第10期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	R2.2月末	R2.3月末	R2.6月末	R2.7月末	R2.8月末	R2.9月末	R2.10月末	R2.11月末	R2.12月25日	R3.1月末	R3.2月末	R3.3月末

歳出還付  
(今回補正)

歳入還付

※納期限: 末日が土日祝日の場合は、その翌平日

イ 減免の対象となる世帯

(ア) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全額

(イ) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のaからcまでの全てに該当する世帯

【要件】

- a 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- b 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- c 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

### 【減免額の算定】

対象保険税額（別表1の算式により算出した額）に、別表2の左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる減額又は免除の割合を乗じて得た額（ $(A \times B / C) \times d$ ）

（ただし、事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除する。）

### 【減免額の計算式】

$\begin{array}{l} \text{対象保険税額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険税減免額} \\ (A \times B / C) \qquad \qquad \qquad d \end{array}$
---

### 【別表1】

対象保険税額 = $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

### 【別表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2